

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所鹿児島支所大分出張所
部署の業務内容	輸出入される植物等の検疫、国内に発生している特殊病害虫のまん延防止に関する広報並びに行政事務

項 目			対応は 十分な	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	問い合わせ等があった場合には迅速かつ親切丁寧に対応するように心掛けている。国民各層からの評価は分らないが、これまでに苦情等はない。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	特に苦情、指摘等はないが、もしあった場合は、一定のルールに則り適切に対応することとしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	規則改正等で検疫的取扱が変更になった場合は、機会ある毎に関係者へ説明して周知を図っている。 機会ある毎に情報を提供し、説明している。 これまでに苦情等はないことから評価されていると考えている。 植物検疫業務については機会ある毎に説明するとともにホームページでも詳細に情報提供されていることから公平性は保たれていると思われる。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	植物検疫の目的に病害虫の侵入防止を図り、農業生産の安定を図ることがあるため、自由な植物類の持ち込みを規制して農業生産を守っている部分がある反面、自由に植物類を持ち込みたいという消費者の利益が一致しない部分があることは認識している。 所管の業界はないが、植物検疫の目的である農業生産の安定に係る農業従事者と自由に手に入れたいとする消費者との利害は一致しないと考えている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	検査・消毒業務は間接的に食の安全に関係していると思われるので、規則等の確認を行った。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	国際基準に沿った検疫を実施するとともに、残留農薬ポジティブリスト化に伴い、くん蒸薬剤の使用量の確認及びくん蒸時間の徹底を図った。 輸入検査及び消毒業務実施の都度、確認している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	適正な輸入検査及び消毒を、実施の都度確認している。 問題・事故が発生してからでは遅いので、日頃から適正な輸入検査及び消毒の実施に努めている。
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	国際基準及び輸入植物検疫規程等に定められた方法を遵守している。
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	日頃から規程等に定められた基準を厳守し、適正な輸入検査や消毒を実施している。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	国際基準及び規程等に定められた方法を遵守している。
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	輸入検査及び・消毒以外の業務についても国際基準や規程等の方法を遵守しながら実施しており、これらが影響を及ぼすことはないと考えている。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
	(植物防疫所に対する意見は寄せられていない。)		
			